

登録商標「粹」無効審決不成立の審決取消請求事件：知財高裁平成 26（行ケ）10029・平成 26 年 6 月 18 日（4 部）判決＜請求棄却＞

【キーワード】

「粹」、商標法 4 条 1 項 11 号（商品の類否、商標の類似）、商標の分離観察、商標法 3 条 1 項 3 号（商品の品質）

【事案の概要】

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 被告（朝日酒造株式会社）は、「粹」の漢字を標準文字により書してなり、指定商品を第 3 3 類「日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒」とする商標登録第 5 4 9 1 8 8 8 号商標（平成 2 2 年 1 2 月 1 6 日出願、平成 2 4 年 3 月 1 5 日登録査定、同年 5 月 1 1 日設定登録。以下「本件商標」という。）の商標権者である。

(2) 原告（宝ホールディングス株式会社）は、平成 2 5 年 4 月 5 日、本件商標についての商標登録を無効にすることを求めて商標登録無効審判を請求した。

特許庁は、上記請求について、無効 2 0 1 3 - 8 9 0 0 2 8 号事件として審理を行い、平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）をし、同月 2 7 日、その謄本が原告に送達された。

(3) 原告は、平成 2 6 年 1 月 2 4 日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は、別紙審判書（写し）記載のとおりである。要するに、①本件商標は商標法 3 条 1 項 3 号に該当するものとはいえない、②本件商標は下記の引用商標とは非類似の商標であって、同法 4 条 1 項 1 1 号に該当するものとはいえないから、同法 4 6 条 1 項 1 号により、本件商標についての商標登録を無効とすることはできない、というものである。

記

(引用商標)

登録番号

登録第 1 6 5 2 5 3 0 号商標

商標の構成

宝 焼 酎
粹

指定商品

第 2 8 類「焼酎」を指定商品として設定登録後、平成 1 6 年 1 月 7 日に第 3 3 類「焼酎」を指定商品とする書換登録

出願日

昭和 5 2 年 3 月 3 1 日

設定登録日

昭和 5 9 年 1 月 2 6 日

更新登録日

平成 1 5 年 1 0 月 7 日

商標権者

原告

3 取消事由

本件商標の商標法4条1項11号該当性の判断の誤り

【判 断】

1 商標法4条1項11号に係る商標の類否は、同一又は類似の商品又は役務に使用された商標が、その外観、観念、称呼等によって取引者、需用者に与える印象、記憶、連想等を総合して、その商品又は役務に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すべきものであり（最高裁昭和43年2月27日第三小法廷判決・民集22巻2号399頁参照）、複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などを除き、許されないというべきである（前掲最高裁昭和38年12月5日第一小法廷判決、前掲最高裁平成5年9月10日第二小法廷判決、前掲最高裁平成20年9月8日第二小法廷判決参照）。上記の観点から、本件商標と引用商標の類否について検討する。

2 本件商標について

本件商標は、「粋」の漢字を標準文字により書してなり、構成文字に相応して、「イキ」又は「スイ」の称呼を生じ、「粋」の観念を生じる。

3 引用商標について

(1) 引用商標は、上段に「宝」、「焼」及び「酎」の漢字を横書きで、下段に「粋」の漢字をそれぞれ書してなり、上段の「宝」、「焼」及び「酎」の漢字は、同じ書体、同じ大きさで、各文字の間に一文字分の間隔を空けて等間隔に配され、下段の「粋」の漢字は、上段の文字と同じ書体、同じ大きさで「焼」の文字の直下に配されている。

ところで、引用商標の構成中の「宝焼酎」の文字部分は、焼酎を取り扱う業界において、本件商標の登録出願時及び登録査定時に原告の業務に係る商品「焼酎」の出所を表示する商標として、取引者、需用者の間に広く認識されていたと認められるものである（この点について、当事者間に争いが無い。）。

そうすると、引用商標は、「宝焼酎」の語と「粋」の語とを組み合わせた結合商標として、これに接する取引者、需用者に一体不可分のものとしてのみ把握されるだけでなく、「宝焼酎」と「粋」との二語からなるものとして、視覚上分離して看取され得るものであるといえる。

そして、焼酎を取り扱う業界において、「宝焼酎」が周知性を有し、取引者、需用者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えることに照らすと、引用商標からは、その全体から「タカラショウチュウスイ」又は「タカラショウチュウイキ」という一連の称呼及び「宝焼酎粋」との観念が生じるほか、それだけでなく、「タカラショウチュウ」という称呼及び「宝焼酎」との

観念も生じ得るものと認めるのが相当である。

(2) 引用商標の構成中「粹」の部分について

ア 引用商標は焼酎をその指定商品とするところ、「粹」は焼酎の品質等を表示するものではないが、「粹」という文字は、「スイ」と発音される場合には、「すぐれたもの。人情に通じ、ものわりのよいこと。特に、花柳界または芸人社会などの事情に通じて、举止行動、自らその道にかなうこと。また、その人」などの意味を、「イキ」と発音される場合には、「気持や身なりのさっぱりとあかぬけして、しかも色気をもっていること。人情の表裏に通じ、特に遊里・遊興に関して精通していること。また、遊里・遊興のこと。」などの意味を有することから（広辞苑第6版）、これが焼酎に用いられる場合には、これに接した取引者、需用者に対し、総じて「すぐれた焼酎」、「あかぬけした焼酎」などの良品であるとの印象を与えるといえるものの、それを超えた特定の観念を生じるとまではいえない。

そして、引用商標が「宝焼酎」との文字列と「粹」との文字を上下二段に配しているとはいえ、各文字の大きさ及び書体は同一であって、下段の「粹」の文字は上段の中央の「焼」の文字の直下に配されていることから、全体としてまとまりよく表されていることに照らせば、「粹」の文字部分だけが独立して看者の注意をひくともいいがたい。

イ 取引の実情について

証拠（甲6、9、11、12、17、27～42、44～53）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 酒類における個別銘柄（商品名）の位置づけ等

昭和60年7月6日発行の書籍「日本の名酒事典」（甲27）によれば、清酒や焼酎の漢字一字の商品として、「菊」「巖」「梵」「舞」「峠」「澄」「銀」「・」「頂」「祐」「粹」「橋」「桂」「・」「珍」「錦」「響」「泉」「桜」「駒」「櫻」「寿」などが存した。



また、平成26年2月当時、多数の酒造メーカーで、「帝」（甲28）、「帥」（甲29）、「月」（甲30、31）、「呑」（甲32）、「鹿」（甲33、34）、「雅」（甲35、36）、「夢」（甲37、38）、「暁」、「薫」（甲39）、「空」（甲40）、「美」（甲41）、「朋」（甲42）、「可。」（甲44）、「醪」（甲45）、「箆」（甲46）、「錦」（甲47）、「雋」（甲48）、「冽」（甲49）、「穩」（甲50）、「色」（甲51）などの漢字一字の商品名が付された清酒や焼酎が販売されていた。


さらに、「鶴」（甲52）や「響」（甲53）との商品名のウイスキーも販売されていた。

(イ) 原告の業務に係る取扱商品等

a 原告は、大正14年に設立された株式会社であり、平成14年4月1日、その商号を寶酒造株式会社から現商号である宝ホールディングス株式

会社に変更した。原告は、酒精、清涼飲料、調味料、その他食料品および食品添加物の製造ならびに売買等の事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配ならびに管理等を目的とする会社である。


b 原告の関連会社である宝酒造株式会社は、2013年（平成25年）11月当時、「宝焼酎「純」」との商品、「琉球泡盛「於茂登^{おもと}炎^{ほむら}」」との商品、「極上〈宝焼酎〉」との商品、「宝焼酎」との商品、「特撰宝焼酎「マイルド」」との商品、「松竹梅白壁蔵^{みお}「霽」」との商品、「松竹梅「天」」との商品、「上撰松竹梅「旅」」との商品、「キングウイスキー「凜」」との商品、「キングブランデーV. O蘭」との商品などを販売していた（甲17）。同社は、その取扱商品に係るパンフレット（「製品のご案内 2013年11月現在」）において、①上部に「宝焼酎」、当該文字の下部に大きく「純」などと表示された胴ラベルの付された焼酎のシリーズ商品を、「宝焼酎「純」」と表示紹介し、②上部に「極上」、下部に「宝焼酎」、中央部に大きく「」などと表示された胴ラベルの付された焼酎のシリーズ商品を、「極上〈宝焼酎〉」と表示紹介し、③下部に「宝焼酎」、中央部に大きく「」などと表示された胴ラベルの付された焼酎のシリーズ商品を、「宝焼酎」と表示紹介し、④下部に「特撰宝焼酎MILD」、中央部に大きく「宝」などと表示された胴ラベルの付された焼酎の商品を、「特撰宝焼酎「マイルド」」と表示紹介していた（甲17）。

c 平成26年2月当時に印刷された宝酒造株式会社のホームページでは、①上部に「宝焼酎」、当該文字の下部に大きく「純」などと表示された胴ラベルの付された商品を表示するとともに、その右側に「11種類の厳選樽貯蔵熟成酒を13%使用。それが「純」の美味しさの黄金比率です。」との商品説明を、その左側に「宝焼酎「純」」との商品名を表示し（甲9）、②上部に「極上」、下部に「宝焼酎」、中央部に大きく「」などと表示された胴ラベルの付された商品を表示するとともに、その左側に「焼酎は、日本の宝。次の100年へ。その品質を磨き続けます。」と、その右側に「宝焼酎の誕生は、大正元年（1912年）。100年を超える長い歴史の中で、私たちがたどり着いたのは、貯蔵技術とブレンド技術でした。そのすっきりしたまろやかな味わいこそ、「宝焼酎」が一番愛され続けている理由です。」などと表示し（甲11）、③「商品詳細情報」として、下部に「特撰宝焼酎MILD」、中央部に大きく「宝」などと表示された胴ラベルの付された商品を表示するとともに、当該商品のブランド名は「特撰宝焼酎「マイルド」」であり、商品名は「特撰宝焼酎「マイルド」25度1.8L」であることを表示していた（甲12）。

(ウ) 上記イ・認定事実によれば、一般に、焼酎を含めた酒類の商品には、漢字一文字の商品名や銘柄を有するものが多数存在し、また、焼酎を含めた

酒類を取り扱う業界においては、商品取引において、商品名や銘柄を出所の識別標識として重視するものといえる。

しかしながら、原告が、引用商標を使用した焼酎の商品や「粋」との商品名で識別される焼酎の商品を実際に販売していたことを認めるに足りる証拠はない。

加えて、上記イ・認定事実によれば、原告の関連会社である宝酒造株式会社は、「宝焼酎」と冠した焼酎の商品については、取引者、需用者に対し、「宝焼酎「純」」、「極上〈宝焼酎〉」、「宝焼酎」、「特撰宝焼酎「マイルド」」と表示紹介していたのであり、これらの商品を、その商品名の一部である「純」、「」、あるいは、「マイルド」などと表示紹介していたことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告又はその関連会社である宝酒造株式会社の取り扱う商品取引において、「宝焼酎」と冠した焼酎の商品に関し、「宝焼酎」以外の部分のみをその出所の識別標識として使用していたとの事情は認められない。

ウ 以上の検討を総合すると、まず、引用商標の構成中の「宝焼酎」の部分が、上記のとおり、焼酎を取り扱う業界において周知性を有し、取引者、需用者に対し、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものであるから、それとの対比において、「粋」の部分は、自他商品の識別標識としての機能は弱いものといえる。そして、酒類については、漢字一字の商品が多数存在することが認められるが、「宝焼酎」を冠した焼酎の商品については、「宝焼酎」を冠して表示しており、「宝焼酎」以外の部分のみをその出所の識別標識として使用していたとの事情は認められないことからすると、引用商標の構成中の「粋」の部分のみでは、出所の識別標識としての称呼、観念を生じることはないというべきである。

4 本件商標と引用商標との類否について

(1) 外観について

引用商標は、上段の「宝焼酎」と下段の「粋」とが全体としてまとまりのある外観を呈しており、これを全体として本件商標の「粋」と対比すると、両商標が外観上相違することは明白であるといえる。

また、引用商標の「宝焼酎」の文字部分は、焼酎を取り扱う業界において、周知性を有し、取引者、需用者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える部分であることに照らすと、引用商標に接した取引者、需用者は、上段の「宝焼酎」のみを記憶に留めることが考えられ、その場合には、引用商標の上段の「宝焼酎」と本件商標の「粋」とを対比することになるが、この場合にも両商標が外観上相違することは明白であるといえる。

(2) 称呼及び観念について

引用商標からは、その全体から「タカラショウチュウスイ」又は「タカラショウチュウイキ」という一連の称呼及び「宝焼酎粋」との観念が生じるほか、「宝焼酎」の部分から「タカラショウチュウ」という称呼及び「宝焼酎」との

観念も生じ得る。

これに対し、本件商標からは、「イキ」又は「スイ」の称呼を生じ、「粋」の観念を生じる。

両商標は、「宝焼酎」の有無により、称呼及び観念上も相違するといえる。

(3) 以上のとおり、本件商標と引用商標は、外観、称呼、観念のいずれにおいても相違し、混同のおそれのない非類似の商標であると認めることができる。

これと同旨の審決の判断に誤りはない。

5 以上によれば、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. わが国商標法において、現行の商品区分を見ると、第33類には「日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒」の5種類が上位概念として挙げられているところ、「日本酒」の下位概念の中に「清酒」と「しょうちゅう」が含まれている。即ち、しょうちゅう（焼酎）と清酒とは同一の概念に含まれている酒である。

本件は、清酒メーカーが「粋」という一文字について出願（平成22年12月16日）したところ、設定登録（平成24年5月11日）を受けたことから、これを知ったわが国で有名な焼酎メーカーが自社が昭和52年3月31日に出願し、昭和59年1月26日に設定登録を受けた登録商標「宝焼酎」＋「粋」から成る商標と類似するとして、商標法4条1項11号を適用して登録無効審判の請求をしたが、不成立の審決を受けたことに対する審決取消訴訟である。

2. 原告（審判請求人）が本件商標に対して引用した自社の登録商標は、主標章の「宝焼酎」の下側中央部に、少許間隔をおいて表示した「粋」との結合から成る態様であることから、裁判所は、判断の冒頭で挙げた最高裁平成20年9月8日二小判決を念頭において判断したのである。つまり、商標全体の構成部分からその一部を抽出し、他人の商標と比較して類否を判断することは、原則として許されないと判示したのである。

すると、もし例外があるとすれば、本件の引用商標にあっては、「粋」という部分が当該商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える場合や、「粋」以外の部分から出所識別標識が生じないと認められる場合ではないから、「粋」だけを引用して、これと本件商標とを対比して類否を判断することは許されない、と裁判所は判示し、請求棄却としたのである。つまり、引用商標の外観全体は、まとまりのあるものと認定することができるからだという。

ところが、本件の引用商標の外観にあっては、「宝焼酎」という著名な焼酎メーカーの商標が上段位に、その下段位の中央に「粋」が、いずれも同一の文字書体で同じ大きさに表示されているから、上記のような判断になったとすれば、もし下段の「粋」の文字がやや大きく表示されていたならば、又は別の文

字書体で表示されていたならば、その一文字への看者の印象は強烈になるから、異なる判断になった可能性もあったことを、裁判所は示唆しているように思われる。

3. ところで、本件商標が「粹」一文字で登録になったことは、むしろ異常なような気がしてならない。「粹」とは「純」と結合すれば「純粹」となるが、この語自体は自他商品の識別能力を有する語といえるであろうか。

むしろ、商標法3条1項3号にいう「商品の品質」に該当する文字と判断する方が妥当ではないだろうか。

判決によると、「宝焼酎」の有無によって称呼、観念が相違するから、両商標は商品出所の混同のおそれはないと判示したが、裁判所としては、それ以前の問題として、本件商標の「粹」だけでは、果たして自他商品の出所の混同を起こすおそれはないのかについて、考えるべきではなかっただろうか。

しかし、そのような主張は原告からは特になかったようであるから、弁論主義の原則からは、原告（審判請求人）から主張すべき問題だったといえるだろう。

[牛木 理一]

[参考商標公報]

商標出願公告 昭 57-72020

公告 昭 57(1982)11月 22 日

商願 昭 52-19092

出願 昭 52(1977)3月 23 日

連合商標 36496, 36497, 49342, 57800, 85292
 102697, 106894, 214940, 276814, 338465
 348127, 348128, 350426, 350427, 350428
 350475, 350476, 350927, 352423, 352424
 352910, 352911, 438339, 462126, 462127
 468783, 468784, 493032, 493033, 496369
 499171, 531780, 578955, 594692, 662896
 931292, 931293, 931294, 980686, 980687
 980688, 980689, 980690, 980691, 980692
 1010183, 1010184, 1010186, 1010187
 1026276, 1026277, 1026278, 1026279
 1026280, 1026281, 1026282, 1026283
 1026284, 1026285, 1026286, 1026287
 1026288, 1026289, 1026290, 1026291
 1026292, 1026293, 1026294, 1026295
 1026296, 1026298, 1026299, 1026300
 1405402

連合商願 昭 43-55758, 55844, 75087
 昭 44-42981, 69482, 86138, 86139
 113695 昭 45-27144, 50469, 50470
 108928, 108929, 127269 昭 46-83685
 111407, 111408 昭 47-128436
 昭 48-56099 昭 50-140739, 140741
 140743 昭 51-73007, 74334, 76413
 88266 昭 52-9354, 9355, 16164, 16165
 16166, 16167

出願人 宝酒造株式会社
 京都市伏見区竹中町 609 番地
 代理人 弁理士 新実 健郎
 指定商品 28 酒類



商標出願公告 昭 57-72021

公告 昭 57(1982)11月 22 日

商願 昭 52-21515

出願 昭 52(1977)3月 31 日

連合商標 36496, 36497, 49342, 57800, 85292
 106894, 214940, 338465, 348127, 348128
 350426, 350427, 350428, 350475, 350476
 438339, 496369, 531780, 578955, 931292
 931293, 931294, 980686, 980687, 980688
 980690, 980691, 980692, 1026276
 1026277, 1026278, 1026279, 1026280
 1026281, 1026282, 1026284, 1026285
 1026287, 1026288, 1026289, 1026290
 1026291, 1026292, 1026293, 1026294
 1026295, 1026298, 1026299, 1026300
 1405402

連合商願 昭 43-55758, 55844, 75087
 昭 44-42981, 69482, 86138, 86139
 113695 昭 45-50469, 50470, 108928
 108929, 127269 昭 46-83685, 111407
 111408 昭 47-128436 昭 48-56099
 昭 50-140739, 140741, 140743
 昭 51-73007, 74334, 76413, 88266
 昭 52-9354, 9355, 16164, 16165, 16166
 16167, 19092

出願人 宝酒造株式会社
 京都市伏見区竹中町 609 番地
 代理人 弁理士 新実 健郎 外 1 名
 指定商品 28 焼酎

宝 烧 酎
 粹